**「北の恵み 食べマルシェ２０１９」ポスターデザインコンペ募集要項**

　北の恵み 食べマルシェ実行委員会では，令和元年９月１４日（土）～９月１６日（月・祝）に開催される「北の恵み 食べマルシェ２０１９」のポスターデザイン案を募集します。

１　目的

　　「北の恵み 食べマルシェ」を市民はもとより道内外に広くＰＲし，多くの集客を図ることを目的とします。

２　募集内容

「北の恵み 食べマルシェ」のテーマである北北海道の「食の市場」などのイメージを中心として，特に次の点に留意した内容のポスターデザインを募集します。

|  |
| --- |
| **●　「北の恵み 食べマルシェ」が，北北海道の食をテーマにした大規模なイベントであることを「北の恵み 食べマルシェ」を知らない人，行ったことがない人でも容易にイメージできる内容であること。**  **●　旭川市外，特に北海道外の人にも「北の恵み 食べマルシェ」に「行ってみたい」と思わせる内容であること。**  **●　２０１９年は１０回目を迎えることから，これを記念するイメージが盛り込まれていること。**  **●　過去の「北の恵み 食べマルシェ」のデザイン及び他の同種のイベントとの差別化が図られていること。** |

３　応募資格

以下のいずれかの条件を満たす者

（１）　旭川市内に在住，又は旭川市内に通勤・通学している者

（２）　旭川市内に本社若しくは支社・事業所等のある企業

（３）　旭川デザイン協議会，旭川広告デザイン協議会の会員である者

４　構成要件

　※別紙「ポスターデザイン例」も御確認ください。

（１）共通標記要件

①　イベント名称　　 「北の恵み 食べマルシェ２０１９」

　　　　　　　　　　　英語表記は「North Hokkaido Food Festival ”Tabe Marche”」

②　キャッチフレーズ　御提案ください。

③　開催期間　　　　　２０１９年９月１４日（土）～９月１６日（月・祝）

④　開催時間 １０：００～１８：００（最終日は１７：００まで）

⑤　会場　　　　　　　旭川市平和通買物公園，常磐公園，七条緑道，旭川駅前広場

⑥　主催　　　　　　　北の恵み 食べマルシェ実行委員会

⑦　公式ホームページ　http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/

上記公式ホームページのＱＲコード

⑧　共催　　　　　　　北海道新聞旭川支社

⑨　共催事業　　　　　駅マルシェ

期間　２０１９年９月１４日（土）～９月１６日（月・祝）

会場　ＪＲ旭川駅構内及び旭川駅前広場

⑩ロゴマーク　　　　「北の恵み 食べマルシェ」のロゴマークを掲載し，「２０１９」についてはデザインをすること。

（２）スポンサースペース

右下に縦６cm，横１０cm以上のスペースを確保してください。

（３）その他

北の恵み 食べマルシェ２０１９開催事業計画　別添のとおり

５　応募方法

　　応募者は，次のとおり参加表明書及びポスターデザイン案等を，北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局に期日までに提出してください。

（１）参加表明書

　　①　様式

　　　　別紙１のとおり

　　②　提出期限及び提出方法

平成３１年４月２５日（木）（必着）

ＦＡＸ，郵送，電子メール又は持参

（２）ポスターデザイン案

　　①　出力見本

Ｂ２サイズ　縦長カラー１部で，発泡スチロール製のボード等に貼り付けた状態で提出　※１社１点又は１個人１点

②　デザインの説明

Ａ４サイズ１枚程度

　　③　北の恵み 食べマルシェ２０１９ポスターデザインに係る確認書兼同意書

　　　　様式は別紙２のとおり

④　提出期限及び提出方法

令和元年５月１０日（金）正午（厳守）までに持参（郵送等不可）

６　選考方法及び結果の通知

提出されたポスターデザイン案をもとに，北の恵み 食べマルシェ実行委員会で内容を審査し，採用デザインを１点，佳作デザインを１点選定します。

選考結果につきましては，各応募者に対し郵送により通知いたします。

７　賞金

（１）採用デザイン（１点）　１５万円

（２）佳作デザイン（１点）　　２万円

８　注意事項

（１）応募作品は，応募者のオリジナルかつ未発表のものに限ります。

（２）応募者は，著作権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を提出物に使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとします。

（３）旭川市シンボルキャラクター「あさっぴー」，旭川市キャラクター「ゆっきりん」をデザインに使用する場合は，以下の点に留意してください。

ア　基本デザインを使用する場合は，あさっぴー・ゆっきりんデザイン利用申請のページ（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/1300/asappy/d053805.html）及び同ページ内で公開されている「旭川市シンボルキャラクター・ロゴタイプ基本デザインシステム使用マニュアル」（あさっぴー）又は「旭川市サブキャラクター基本デザインシステム使用マニュアル」（ゆっきりん）に準じて使用してください。なお，使用に当たって「使用申請書」を提出する必要はありません。

イ　キャラクターのイラストを描き起こしてデザインに使用する場合は，応募者が以下のいずれかに該当する場合を除き，デザイン提出後実行委員会と著作者間でキャラクター使用の可否を協議します（協議の結果，審査対象外となる可能性があります）。

①応募者が学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）に規定する各種学校又は職業能力開発促進法（昭和４４年７月１８日法律第６４号）第１５条の７に規定する公共職業能力開発施設における授業の一環としてデザインを制作し，かつデザイン内に所属する学校等の名称，学年，氏名を明記する場合

②応募者が作品応募時において義務教育修了前であり，かつデザイン内に応募者の氏名及び年齢を明記する場合

ウ　着ぐるみの写真を使用する場合は，旭川市若しくは各自で所有するデータを使用することが可能です。ただし，キャラクターの設定を無視したポーズ・構図（酒類を飲んでいたり，喫煙しているようなポーズなど）は審査の対象外とします。なお，市観光課所有の写真データの使用を希望する場合は実行委員会までお問合せください。

（４）既存の作品と類似しているとみなされると実行委員会が判断した作品は審査の対象から除外します。

（５）採用された作品については，ＪＰＥＧ（２，４８０×３，５０８ピクセル）及びAdobe Illustrator形式（バージョンＣＳ５で確認できるもの）のデータを提出していただきます。なお，提出いただくデータの画素数は，特にイラストレーターのデータについてはＢ２サイズに堪えうるサイズのものとします。また，ポスター・ガイドマップ表紙・宣伝素材等としても使用しますので，後日指定する形式・サイズで印刷できるデータを提供していただきます。

（参考　２０１８ガイドマップ掲載サイズ　１５８mm×１２４mm）

（６）ロゴマーク及び「北の恵み 食べマルシェ」の写真データを必要とされる場合は，実行委員会で用意するデータを提供しますので，お問合せください。

（７）提出後のデザイン案の訂正，追加，再提出は認めません。

（８）提出された作品については返却いたしません。

（９）応募者は，採用されたデザイン（以下「成果品」という。）に係る応募者の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を，当該著作物の引渡時に北の恵み 食べマルシェ実行委員会に無償で譲渡するものとします。

（10）応募者は，成果品に対する著作権法第１７条第１項で規定する著作者人格権のうち，第１８条第１項で規定する公表権及び第２０条第１項で規定する同一性保持権の行使をしないこととします。

（11）北の恵み 食べマルシェ実行委員会は，成果品の内容を応募者の承諾なしに自由に公表することができるものとします。

（12）応募者は，北の恵み 食べマルシェ実行委員会が成果品の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは，その改変に同意するものとします。

９　費用負担

デザインの作成及び提出に係る費用については応募者の負担としますが，参加料はかかりません。

10　お問合せ・提出先

　　北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局（担当：木村，松岡）

　　〒070-8004　旭川市神楽４条６丁目１番１２号

道の駅あさひかわ（道北地域旭川地場産業振興センター）　２階

　　電話　０１６６－７３－９８４０

　　FAX　０１６６－６３－７０９３

E-mailアドレス　marche@city.asahikawa.hokkaido.jp